

<食事券取扱いについて①>

お客様(消費者)への対応

① お会計(支払い額の提示)



② お客様(消費者)が食事券利用の意思表示

- ・2期食事券は表紙を含めると全部で15枚綴りになっています。※1期は16枚綴りです。
※ 表紙はご利用できません。
- ・店内で消費された飲食代、テイクアウト商品にご利用可能です。
- ・利用対象外のお土産等の商品・サービス提供はお断りしてください。
(店舗独自の規定も含む)
- ・おつりは出せないことをお伝えください。
- ・現金との引換えはできません。



③ 偽造されたものでないかご確認ください。

食事券の見本券と比較してください。(偽造防止加工、色合いなど)
偽造と判別できた場合は食事券の受け取りを拒否し、速やかに警察・コールセンターへご連絡ください。
コピーされた食事券は「COPY」という文字が浮かび上がっています。



④ お客様(消費者)より食事券をお受け取りください。

信州GoToEatキャンペーンの食事券以外の食事券は受け取らないで下さい。
(換金できません)

不足分は、現金等で受領してください。食事券を受け取った時は、再流出を防止するため、券裏面の〈取扱店名〉に加盟店受領印の押印や署名し、食事券の半券(取扱店舗控え)を切り取ってください。既に受領印があるものや半券が切り取られているものは、使用済みのものであり、使用できない旨をお伝えください。